

東京都難病対策地域協議会設置要綱

平成29年3月28日付28福保保疾第2241号福祉保健局長決定

(目的)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条及び難病対策地域協議会事業実施要綱（平成29年4月1日付28福保保疾第2240号。以下「実施要綱」という。）第3条の規定に基づき、東京都福祉保健局に設置する東京都難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等に所属する者その他難病の患者に対する支援に関し知見を有する者のうちから、福祉保健局長が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会又は薬剤師会
- (2) 医療機関
- (3) 訪問看護事業者その他の介護保険事業者
- (4) 区市町村福祉主管課又は保健対策主管課
- (5) 保健所
- (6) 東京都難病・相談支援センターその他の難病患者支援に関する行政の相談機関
- (7) ハローワークその他の就労支援機関
- (8) 教育委員会その他の教育関係機関
- (9) 患者、その家族、患者会又は家族会

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、その都度、関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第8条 協議会に関する事務は、福祉保健局保健政策部疾病対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。